

第 8 2 1 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 7 年 3 月 1 0 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 7 年 3 月 1 0 日 (月) 午後 2 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室

4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名

1 立崎 京子	2 佐々木 和枝	3 宮古 久光
4 川嶋 芳郎	5 古田 武信	6 門上 牧夫
7 種市 廣	8 浦田 秀人	9 浪岡 篤志
1 0 葛巻 広行	1 1 斗米 義一	1 2 新堂 友和
1 3 北澤 邦彦	1 4 千葉 準一	1 6 駒澤 慎
1 8 赤沼 成人	1 9 富田 和美	2 0 荒谷 涼香

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

1 5 岩間 勝義

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与・・・局 長 福田 康治
次 長 山本 誠
係 長 工藤 幸恵

○ 会議書記・・・主 事 赤坂 海渡

7. 議 案

- 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
- 【議案第 2 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
- 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について
- 【議案第 4 号】農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第 5 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
- 【議案第 6 号】令和 7 年度最適化活動の目標について
- 【議案第 7 号】三沢市農地移動適正化あっせん基準及び同基準細則の一部改正について
- 【議案第 8 号】三沢市農業委員会規定の一部改正について
- 【議案第 9 号】令和 7 年度三沢市農業委員会事業計画の策定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和7年2月28日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第821回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名となっておりますので、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、4名の出席となっており、岩間推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんには、ご多忙のところ、第821回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。早いもので令和7年も3ヶ月が過ぎ、本日は令和6年度最後の総会となります。令和6年度も、日常の委員活動のほか、各種大会や研修会など、委員の皆さんも何かと忙しく過ごされてきたものと思いますが、特に、地域計画の素案作成においては、幾度かの地域座談会の開催などを経て、ようやく前回の総会での承認へとこぎ付けることができました。これもひとえに委員の皆さんのご理解・ご協力によるところが大きいものと、改めて感謝申し上げます。

さて、昨年来から続くコメ価格の高止まり、コメの流通不足に対し、先月、国はついに備蓄米の放出に踏み切ったわけですが、一方で、水張り不要など、水田活用に係る国政策の見直しがどうなっていくのか、特に当市は、今後も畑作等に転換するであろう水田を多く抱える地域でもありますので、今後の動向には一層注意を払って参りたいと考えております。

国の政策は目まぐるしく変わりますが、農地の集積・集約、また、担い手農業者の育成支援という点で、農業委員会の役割は変わりませんので、委員の皆様におかれましては、その点を念頭に、引き続き地域農業のリーダーとしてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長にお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、2番 佐々木 和枝 君、9番 浪岡 篤志 君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることに
ご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

事務局長

それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに2月11日から3月10日までの
主な業務についてご報告いたします。

2月12日に、令和6年度三沢市農業再生協議会第2回通常
総会が、市役所内で開催されました。こちらには会長と私とで
出席いたしました。

2月25日から26日にかけて、県農業委員会会長会議・研
修会が青森市内で開催されました。こちらは会長が出席されて
おります。

3月5日に、東京都内において令和6年度女性の農業委員会
活動推進シンポジウム及び女性の委員のための農業者年金セミ
ナーが開催されました。こちらには立崎職務代理者と佐々木委
員が参加されております。また、同日、第821回総会の議案
検討会を開催しております。3月10日 本日、第821回総会
の運びとなっております。

次に、2月の事務処理状況についてご報告いたします。

まず、3条の3第1項、相続の届出は10件、面積は合計260、504㎡となっております。

次に、転用につきまして、5条の案件が1件、面積は245㎡でした。

次に、貸借の解約は22件で、面積にして合計194,442㎡となっております。解約の内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

以上、ここまでの合計は33件、面積合計455,191㎡となっております。

次に、利用権設定等促進事業のうち、所有権の移転が1件ありました。内容は「田」で、面積は4,293㎡となっております。

次に、農地中間管理事業につきまして10年設定が16件あり、内訳は、「田」が25,184㎡、「畑」が98,680㎡でした。

続きまして、3月11日から4月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

4月7日に、第822回総会の議案検討会を予定しております。4月10日に、第822回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

まず、番号1について、大字三沢字戸崎の田3筆、面積合計7,935㎡について、売買の手続きを行うため、貸借契約を解約するものであります。

次の番号2から8ページの番号16にかけては、農地中間管理事業の契約への移行を解約理由とするもので件数は15件、筆数33筆、面積合計132,993㎡となっております。農地の所在は、戸崎、淋代平、早稲田、庭構、前平など、広範に渡るため、詳細は省略させていただきます。内訳は田が7筆で面積18,884㎡、畑が26筆で面積114,109㎡となっております。

次に、9ページをお開き願います。

番号17は、基盤法から農地法第3条の契約に移行するもので、内容は大字三沢字淋代平の田2筆、合計面積4,495㎡となっております。

次の番号18は、借り手の都合により農地法第3条の賃貸借を解約するもので、内容は大字三沢字水筒の畑3筆、合計面積7,104㎡となっております。

次の番号19は、借人の変更のため農地法第3条の賃貸借を解約するもので、内容は大字三沢字早稲田の畑2筆、合計面積8,023㎡となっております。

10ページをお開き願います。

番号20は、圃場の不良により基盤法による使用貸借を解約するもので、内容は大字三沢字上野の田1筆、面積3,438㎡となっております。

次の番号21及び番号22は、貸し手と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借り手との、2件の契約についての3者解約です。農地は大字三沢字下夕沢の畑2筆で、面積は合計15,227㎡、解約理由は、借人の離農によるものとなっております。以上が、報告事項でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは11ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、字淋代平の田6筆、合計16,040㎡を、知人間の所有権移転の申請です。価格10aあたり約〇〇万〇千円で総額は〇〇〇万円です。場所は住友化学より東に約2km圏内に位置しています。労働力は役員4名に加え、必要に応じて臨時で雇用を行っています。機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。

所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認は、浪岡委員、川嶋委員、荒谷推進委員同行のもと確認済みです。以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは12ページをお開き願います。

議案第2号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。

番号1、番号2、字流平、字前平の畑1筆、田1筆、面積合計6,305㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、ライフーズ大津工場、前平2丁目町内から南にそれぞれ位置しています。借受人は市内の農業法人で、周辺にも農地借り受けて露地野菜を作付けしています。

番号3、字庭構の畑1筆、面積5,106㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、新森町内から南西に約800mに位置しています。借受人は市内在住の認定農業者で、周辺にも農地を所有、借り受けて露地野菜を作付けしています。

番号4、字淋代平の田5筆、面積合計14,944㎡を10年間の使用貸借の設定です。場所は、食肉処理センターから南東に約1kmに位置しています。借受人は市内在住の農業者で、周辺にも農地を所有、借り受けて根菜類の作付けしています。いずれの申請も、営農状況、周辺農地への貸借による影響はないと考えられます。現地確認については、川嶋委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは14ページをお開き願います。
議案第3号、農地利用集積等促進計画の作成の要請についてご説明します。
番号1から番号17、字庭構の田23筆、面積合計42,548㎡をすべて5年間の賃貸借権の設定です。場所は、織笠、新森、金糞平周辺に位置しています。
耕作者は六ヶ所村在住の農業者で、周辺においても農地を借り受け、牧草を作付けしています。営農状況、周辺農地への貸借による影響はないと考えられます。
現地確認については、川嶋委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり、あおもり農業支援センターに対し要請いたします。

議 長 次議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは18ページをお開き願います。
議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は2件です。
番号1、字淋代平の田2筆、面積合計4,495㎡を、賃貸借権設定での申請です。借受人は市内在住の認定農業者で、周辺にも農地を所有、借り受けて露地野菜、米を作付けしています。労働力は申請者含め3人です。場所は、住友化学から南東に約900mに位置し、周辺農地への影響はないと考えられます。
番号2、字早稲田の畑1筆、面積21,735㎡を、使用貸借権の設定での申請です。借受人は六ヶ所村在住の農業者で、

申請理由としては、元々あいたいで借りていたが補助金の申請にあたり耕作面積を増やすため契約を付けるものです。労働力は申請者含め3人です。

場所は、朝日集会所から北西に約800mに位置し、周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認については、川嶋委員、浪岡委員、荒谷推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたします。

事務局 次に議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは19ページをお開きください。
議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第5号資料でご確認ください。今回の件数は32件です。
番号1から32字庭構の田32筆、所有者は記載のとおり。面積合計65,956㎡です。
所在は以前より非農地判定している場所で、六川目町内会墓地より南西に約1kmに位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも浪岡委員、川嶋委員、荒谷推進委員同行のもと完了しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に議案第6号令和7年度最適化活動の目標についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

議案第6号 令和7年度最適化活動の目標設定等について、ご説明いたします。農業委員会等に関する法律 第6条第2項の規定に基づき、令和7年度最適化活動の目標の設定等について意見を求めます。

資料6の別紙様式1をご覧ください。

1 ページ目は、農業委員会の状況と農家、農地の状況について、記載しております。数値は農林業センサスなどに基づいたものとであります。

2 ページ目は、農地の集積率は目標と遊休農地の解消の目標となっております。

集積率については、昨年度の57.4%から若干上がり58.4%となっております。主な要因は、昨年度は地域計画策定により、認定農業者の更新がされたことにより、上がりましたが、高齢による離農及び認定農業者の未更新による減少、圃場不良による解約などにより、集積率が上がらない状況であります。

遊休農地面積は、昨年の農地パトロール及び水田の現地確認の結果、昨年度は遊休農地が減少となりました。

3 ページ目は、農業委員の活動日数についてですが、国の目標10日でありますので、今年度は月10日を目標と致しました。

最適化活動の目標の設定等については、総会決定後に青森県農業会議に確認していただき、ホームページで公表することとなっております。

また、6年度の目標については、5月末までに点検評価した結果を公表しなければならないことから5月総会で報告いたします。以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第7号三沢市農地移動最適化あっせん基準及び同細則の一部改正についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

議案第7号三沢市農地移動最適化あっせん基準及び三沢市農地移動最適化あっせん細則の一部改正について、ご説明いたします。議案第7号は三沢市農地移動最適化あっせん基準及び三沢市農地移動最適化あっせん基準細則の一部を別紙資料のとおり改正したいので、承認を求めるものであります。

配布しております議案第7号資料は、あっせん基準及び基準細則の新旧表となっております。

今回の改正の概要について、説明いたします。あっせん基準は、国が定める農地移動最適化事業実施要領の一部改正及び農地利用集積円滑化事業の終了に伴い変更するものであります。また、基準細則については、令和5年6月に承認していただいた市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正したことに伴う変更であります。

主な内容としては、あっせん基準は、字句の修正及び押印の廃止するものであります。

基準細則については、字句の修正及び市の基本的構想に合わせて、基準経営面積及び経営形態別基準面積を修正するものであります。

最後になりますが、改正後あっせん基準につきましては、総会で承認いただけましたら、その後、関係機関に対して意見照会を行い、青森県知事より認定を受けてからの適用となりますことを申し添えいたします。以上、説明を終わります。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〇〇委員

あっせんでも基盤法でも、減免の対象になるには認定農業者や地域計画に入っていないといけないことを周知することが必要だと思う。

事務局

広報等を使って周知していく予定です。

議 長 他に質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第8号三沢市農業委員会規程の一部改正についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは24ページをお開き下さい。
議案第8号三沢市農業委員会規程の一部改正についてご説明いたします。現在、再任用職員の方は「主任専任員」という役職になっています。そのため、この職名を各機関の組織に関する規則・規定に追加する必要がある、
今回三沢市農業委員会規程に追加する改正を行うこととなりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第8号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に議案第9号令和7年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第9号令和7年度三沢市農業委員会事業計画の策定についてご説明します。
別紙の議案第9号資料の事業計画をご覧ください。

まずは、大見出しの

I 基本方針 ですが、記載のとおり事業全体の基本となる方針を示しております。

次に、

II 重点目標 は5項目です。

- ① 「地域計画」実現に向けた担い手との意見集約及び地図の見直し
- ② 優良農地の確保及び農地パトロールの強化
- ③ 遊休農地の発生防止・解消及び再生困難農地の整理
- ④ 農地転用の適正な指導
- ⑤ 農業者年金制度の普及啓発・加入促進

の5項目が重点目標であります。

次に、

Ⅲ 事業計画 についてありますが、

- 1 会議等の開催については、主な会議について記載しております。

今年度の県大会は、11月となっており、上十三農業委員会大会は8月横浜町となっております。

2 研修事業の実施

主な研修を記載しております。

- (1) 全国農業委員会会長代表者集会（5月、11月 東京都）
- (2) 上十三地区農業員会研修会（8月 横浜町）
- (3) 東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会（11月 北海道）
- (4) 農業者年金協会代議員・加入推進部長等研修会（1月 六戸町）
- (5) 農業委員会会長会議及び研修会（2月 青森市）

3 農地法等の適正な執行

- (1) 農地法許可事務
- (2) 農地パトロール
毎月 遊休農地防止などの現地パトロール（全委員）
7月 市内全域の農地巡回 全委員、市有バスで巡回
8月、9月 農地パトロール（班ごとに実施、全筆調査）
- (3) 遊休農地所有者への利用意向調査の実施（事務局 10月～1月）
- (4) 農政水産課、農地中間管理機構との連携
- (5) 再生困難農地の現地確認及び非農地処理
非農地にする場所の現地確認（委員、推進委員3名程度で実施）
- (6) 農業委員会活動記録簿記入の徹底（毎月 目標10日以上）

4 農業者年金制度の啓発及び加入推進

- (1) 農業者年金加入推進部長会議への参加
- (2) 戸別訪問活動の実施
- (3) 農業者年金制度の啓発活動の実施

5 地域振興活動及び情報提供の推進

- (1) 地域懇談会の実施
地域計画の地図見直しを図るため、担い手などから意見を集約する。（12月）
- (2) 農業青年会議活動の推進
創立50周年記念式典の開催（R8.2月）
- (3) 農業委員会情報の公表

- 農地賃借料情報・標準農作業料金・農地最適化目標及び評価実績など広報誌・インターネットで公表します。
- (4) 新規参入の促進及び農地適格法人への指導
 - (5) 家族協定の推進 となります。

以上が今年度の事業計画でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第821回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 2 番 佐々木 和枝

議事録署名者 9 番 浪岡 篤志